

議案第66号

関市屋外スポーツ施設条例の一部改正について

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市肥田瀬北グラウンドを設置するため、この条例を定めようとする。

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例

関市屋外スポーツ施設条例（平成17年関市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市片倉グラウンドの項の次に次のように加える。

関市肥田瀬北グラウンド	関市肥田瀬2949番地1
-------------	--------------

別表第2中

「

関市片倉グラウンド	12月29日から翌年1月3日までの日
-----------	--------------------

を

」

「

関市片倉グラウンド	12月29日から翌年1月3日までの日
関市肥田瀬北グラウンド	

に

」

改める。

別表第3中

「

関市片倉グラウンド	午前8時30分から午後5時まで
-----------	-----------------

を

」

「

関市片倉グラウンド	午前8時30分から午後5時まで
関市肥田瀬北グラウンド	

に

」

改める。

別表第4の2 グラウンドの表関市片倉グラウンドの項の次に次のように加える。

関市肥田瀬北グラウンド	全面	1,000	1,000	2,000	—
-------------	----	-------	-------	-------	---

別表第4の2 グラウンドの表備考2中「関市片倉グラウンド」の次に「、関

市肥田瀬北グラウンド」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第1に規定する関市肥田瀬北グラウンドに係る使用許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。